

渋沢栄一ビジネス大賞

平成23年度募集要項



埼玉県マスコット「コバトン」



平成23年度「渋沢栄一ビジネス大賞」募集要項

1. 趣旨

「渋沢栄一ビジネス大賞」は、技術開発や創業・起業へ積極的に挑戦し、今後、大きな飛躍が見込まれ、かつ、社会に役に立つ事業を営むという渋沢栄一翁の精神を受け継ぐような県内中小企業を表彰し、広く紹介することにより、企業の成長発展を支援し、本県経済の活性化を促進することを目的としています。

2. 表彰部門

次の2部門において、特に優秀と認められる企業を表彰します。

- (1) ベンチャー部門
新規性・独創性などにあふれたビジネスモデルに取り組む企業
- (2) テクノロジー部門
革新的で将来性のある優れた技術・製品開発に取り組む企業

3. 賞

部門ごとに次の賞を決定します。

- (1) 大賞・・・賞状及び副賞50万円（1企業）
- (2) 奨励賞・・・賞状及び副賞10万円（1企業）
- (3) 特別賞・・・賞状（3企業程度）

4. 募集対象

- (1) ベンチャー部門
ビジネスモデルが新規性・独創性・市場性・将来性等にあふれ、株式公開や事業規模の拡大等、今後大きな飛躍が見込まれる事業を営む創業後1年以上経過している企業
- (2) テクノロジー部門
革新的で将来性のある優れた技術・製品開発に取り組む企業

次の条件をすべて満たす技術・製品とします。

- ①平成23年10月7日現在で国内で販売または提供されている技術・製品であり、かつ、販売・提供後7年を経過していないもの
- ②知的財産権について次のどちらかに該当すること
 - ア 国内で特許登録済み（特許出願中は不可）
 - イ 国内の実用新案技術評価書で評価6を取得済み

5. 応募資格

次の条件をすべて満たす企業です。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業のうち法人格を有すること
- (2) 埼玉県内に主たる事業活動の拠点（本社、支店、工場、営業所等）を有すること
- (3) 応募内容が過去に国または自治体の賞金付の類似表彰を受けていないこと

6. 審査

審査は有識者等で構成される審査委員会を設置し、審査基準に基づいて行います。

○審査基準

次のような点で極めて高い水準であると判断されるものを受賞の対象とします。

- (1) ベンチャー部門・・・ビジネスモデルの「新規性」、「独創性」、「市場性」、「将来性」、「経営理念」、「技術力」、「事業実績」等
- (2) テクノロジー部門・・・技術・製品の「新規性」、「創造性」、「技術的完成度」、「技術水準」、「市場性」等

○審査方法

- (1) 1次審査
すべての応募について、提出書類に基づく書類審査を行います。
必要に応じてヒヤリングや訪問調査を実施する場合があります。
- (2) 2次審査
1次審査を通過したものについて、審査委員会による面接審査を行い、各賞を決定します。
※応募内容をわかりやすく示す資料などを用いて、プレゼンテーションを行っていただきます。
- (3) 審査結果
審査結果は各審査終了後、順次通知する予定です。

7. 表彰式（予定）

平成23年度渋沢栄一ビジネス大賞表彰式は「彩の国ビジネスアリーナ2012」会場において行う予定です。

月 日：平成24年1月25日（水）（予定）

会 場：「彩の国ビジネスアリーナ2012」

（さいたまスーパーアリーナ・さいたま市中央区新都心8番地）

※受賞者には別途詳細をご連絡します。

8. 広報活動等

- (1) さいたまスーパーアリーナで開催される国内最大級の展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ2012」会場において、「渋沢栄一ビジネス大賞」のブースを設け、受賞内容を紹介します。
- (2) 受賞内容をまとめたパンフレットを作成し、関係機関等に配布する予定です。
※受賞内容について掲載に必要な写真・原稿等の提出をお願いします。
- (3) 埼玉県のホームページで受賞企業名・内容等を公開しPRを行います。
- (4) 経営及び技術面でのアドバイス、マーケティング支援などを行います。

9. スケジュール

募集期間・・・平成23年8月18日（木）～10月7日（金）

審査期間・・・平成23年10月上旬～11月下旬

受賞者決定・・・平成24年1月中旬

表彰式・・・平成24年1月25日（水）（予定）

10. 応募方法

- (1) 応募締切日
平成23年10月7日(金)
- (2) 提出方法
郵送または持参 郵送の場合・・・応募締切日までに必着のこと
持参の場合・・・祝日を除く月～金曜日8時30分～17時の間
なお、御提出の際には、郵送・持参を問わず事前に電話連絡をお願いします。
- (3) 必要な書類
応募書類は部門によって異なります。応募する部門に必要な書類を提出してください。
※応募できるのは1部門のみです。同時に2つの部門への応募はできません。

部門	必要書類	部数
ベンチャー部門	ベンチャー部門応募申込書	1
	商業登記簿謄本(過去3カ月以内交付)	1
	直近3営業期間の決算書類(損益計算書と貸借対照表)	1
	会社案内、パンフレット等	10
テクノロジー部門	テクノロジー部門応募申込書	1
	知的財産(特許登録証、実用新案技術評価書)に関する書類の写し	1
	直近3営業期間の決算書類(損益計算書と貸借対照表)	1
	技術・製品のカタログ・パンフレット等	10

応募申込書は、埼玉県産業労働部産業支援課内渋沢栄一ビジネス大賞のホームページからダウンロードできます。

渋沢栄一ビジネス大賞のホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/taisyo.html>

11. 応募・問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業支援課

(ベンチャー部門) 新産業企画・創業支援担当 TEL 048-830-3908
E-mail a3770-03@pref.saitama.lg.jp

(テクノロジー部門) 技術支援担当 TEL 048-830-3777
E-mail a3770-01@pref.saitama.lg.jp

(各部門共通) FAX 048-830-4813

12. 応募にあたっての注意事項

- (1) 提出された書類は返却いたしません。
- (2) 提出された内容は公開を前提に作成されたものとして取り扱います。
特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、あらかじめ法的保護を行うことをお勧めします。
- (3) 応募資格、募集対象等に違反する事項があった場合、失格あるいは受賞を取り消すことがあります。
- (4) 知的財産権（特許権・実用新案権・商標権・意匠権・著作権等）に関する責任、品質、安全性等に関する責任は、応募者が負うものとします。また、訴訟中のものや知的財産権の侵害など、重要な障害のあることが判明した場合には、失格あるいは受賞を取り消すことがあります。
- (5) 書類に不備がある場合には、再提出を求めることがあります。その際、指定期限までに書類が提出されない場合には、提出を取り下げたものと見なすことがありますので、ご注意ください。
- (6) 応募用紙などに記載された個人情報については、本表彰の実施及び埼玉県が行う各種事業のご案内やアンケート調査依頼用途以外には使用いたしません。
- (7) 本表彰参加に要する経費は応募者の負担となります。

【主催】埼玉県

【後援】公益財団法人渋沢栄一記念財団